

○政治資金規正法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法）

第十二条 法第十九条の十六第十五項（第四号にあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の

実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員

会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求（次条第一項において「開示請求」という。）があつた場合に限る。

一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り、）の交付

（削る）

（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法）

第十二条 法第十九条の十六第十五項
による少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の都道府県の選挙管理委員会による実施は、当該
都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り、

に限る。

一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り、）の交付

二 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてきた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付

二 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。)を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

三 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

四 少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)

第十三条 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣に対する開示請求に係る手数料の額は、当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円)とする。

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行つた開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づき開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次の各号に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該

三 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録

を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

四 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

(新設)

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)

第十三条 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣に対する開示請求に係る手数料の額は、当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき三百円とする。

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行つた開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づき開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次の各号に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該

開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が、前項に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、同項に定める額に相当する額を超えるとき(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前項に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から同項に定める額に相当する額を減じた額とする。

一 閲覧 少額領収書等の写し百枚までごとにつき百円

二 写しの交付 イからニまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

(削る)

ロ 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ニ 前条第四号に掲げる方法 少額領収書等の写し一枚につき十円

3 (略)

(少額領収書等の写しに係る写しの送付の求め)

第十四条 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方

開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が、三百円に 達するまでは無料とし、三百

円 を超えるとき(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が三百

円 を超えるときを除く。)は当該基本額から三百

円 を減じた額とする。

一 閲覧 少額領収書等の写し百枚までごとにつき百円

二 写しの交付 イからニまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

ロ 前条第二号に掲げる交付 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき五十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ニ 前条第四号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

(新設)

3 前二項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもつてすることができる。

(少額領収書等の写しに係る写しの送付の求め)

第十四条 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は総務大

法により
納付しなければならない。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法)

第十八条 (略)

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額)

第十九条 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額が三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項において同じ。)に達するまでは、三百円とする。

- 一 前条において準用する第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円
- (削る)

二 前条において準用する第十二条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法)

第十八条 第十二条の規定は、法第二十条の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書(法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この章において同じ。)の写しの交付の方法について準用する。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額)

第十九条 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額が三百円に達するまでは、三百円とする。

- 一 前条において準用する第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円
- 二 前条において準用する第十二条第二号に掲げる交付 フレキシブルディスクカートリッジ一枚につき五十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条において準用する第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条において準用する第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

2 (略)

(収支報告閲覧対象文書の写しの送付の求め)

第二十条 (略)

四 前条において準用する第十二条第四号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額 (新設)

2 第十三条第三項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。

(収支報告閲覧対象文書の写しの送付の求め)

第二十条 法第二十条の二第二項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、第十四条後段の規定を準用する。